

未利用材活用事業

『木の駅ふじさと』登録者募集！！

町では、平成27年9月より、森林を良好な状態に整備し、間伐等で林内に放置された未利用材を有効に活用することを目的とした「木の駅事業（通称「木の駅ふじさと」）」を始めました。

この事業は、町内林地の未利用材を軽トラックに積める長さで集積し、チップ工場へ売却することにより、林家等の収入とするもので、より多くの方が山仕事に携わることができる仕組みとなっています。

集積した未利用材の対価は、藤里町内の商店で使える商品利用券に換えて支払われますので、森林の環境整備と併せて、地域の活性化も期待できる事業です。

平成27年度は9名の方が登録し、合せて206m³が出荷され、103万円分の商品利用券が発行されています。詳細については、下記までお問い合わせください。

木の駅事業は次のような流れで行われます。



《木の駅ふじさと出荷登録者》

出荷を希望する方は、あらかじめ藤里町林業振興協議会へ登録していただきます（随時受け付けます）。

- ①出荷者は、藤里町在住者です。集積する材は、町内山林の杉の木に限られます。
- ②出荷者は原則として個人とし、グループで出荷する場合でも登録が必要です。
- ③出荷数量は自己検尺による自主申告ですので、出荷者の信用に委ねられます。
- ④集積した材は、月締めで精算します。買取価格は5,000円/m³です。

※軽トラック1台で0.4m³程度になります。

《規格の約束》

- ①材のしっかりしたもの（腐った材等は除く）
- ②長さは、90cmか1.8m、太さは、末口（細い方）直径で8cm以上（樹皮部分を除く）
- ③枝払いしてツノや枝葉がついていないもの

《出荷の約束》

- ①土場の決められた場所（氏名の記された位置）に枕木を置いて並べます。
- ②メジャーで測ってチョークで末口（細い方）に2cm刻みで径を記入します。
- ③規定の用紙に、長さ、径ごとの本数を記入し、提出します。
- ④山主と異なる者が出荷する場合は、山主の承諾書を提出してもらいます。



※土場は清水岱里山林体験交流施設敷地内です。

《商品利用券の約束》

- ①商品利用券は、登録された店舗での使用に限られます。
- ②使用期限は券に記載してあるので期限を過ぎると使用できません。
- ③商品利用券を利用できる店舗には、木の駅協力店のポスターを掲示してもらいます。



《機械の貸し出し》

- ①未利用材集積に必要な機械（リフト付運搬車、ポータブルウインチ）を準備しています（有料）。

【お問い合わせ先】藤里町林業振興協議会事務局（農林課内） ☎ 79-2114